

魚津市議会 令和6年8月臨時会

2024/8/9

日	順番	番号	質問者	答 弁 者	
8 月 9 日	個別 1	16	越川 隆文 (個別) 【一問一答】	市長 村椿晃 君	1 旧大町小学校解体について
					① 旧大町小学校の校舎の解体を行うことについて、当解体地と防災倉庫として解体しない底地の文化財保護法上の違いについて問う。
					② 解体地についてその後遺跡発掘調査を行うとあるが、遺構などが確認された場合に、大町コミュニティセンター建設に与える影響を問う。
					③ もし、遺構や出土品が出た場合、どのような利活用を行うつもりか。
					④ 今回解体されない旧校舎の部分は、文化庁の管轄の文化財保護法の下に、埋蔵文化財包蔵地としての指定を受けているとのことである。そもそも、文化財保護法の下、いかなる経緯でこの包蔵地の上に開発行為、すなわち大町小学校の校舎を建てることができたのか。
					⑤ 当エリアが埋蔵文化財包蔵地であるという要件はどのようなもので、文化庁とはどのような要件の確認をなされているのか。
					⑥ 文化財保護法の強い開発行為規制が敷かれているため、この文化財埋蔵地指定エリアは校舎解体することができないとのことだが、校舎を解体せずに永久にこの部分の旧校舎は解体できないのか。
					⑦ 改正文化財保護法の趣旨として、我が国の歴史文化を伝えていくために、地域住民との保護活動を重視して遺跡の地域振興活用をも視野に入れるとある。その意味では、この校舎の解体を含めて遺構調査を行い、仮に遺構が確認されたとすれば、魚津城の遺跡として顕彰保護に供し、地域活性化に供することはできないのか。
⑧ 文化庁に改正文化財保護法について確認したところ、地域との文化財保護活動を通して文化財の利活用を図ってほしいとのことであった。ということは、この開発行為を規制しているものは何か他の要件があるのではないのか。					